

(被選挙権を有しない者)

第 6 条 次の各号に掲げる者は議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 日本国外にある者であつて、その期間が3月以上である者。

(附 則)

1. 平成12年4月27日 組合会の議決をもって第1号を削除し、第2号、第3号を繰り上げる。(昭和60年3月16日付保発第23号による)
2. 第7条の規約を第6条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。